

Title	周邦彦瑣考
Sub Title	"Chou Pang-yen so k'ao"
Author	呉, 熊和(Wu, Hsiung-hé) 村越, 貴代美(Murakoshi, Kiyomi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2005
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション No.35 (2005.), p.129- 147
JaLC DOI	
Abstract	周邦彦の生涯の事跡, 著述や版本に関してはつとに王国維「清真先生遺事」で詳細に考証され, 詞集以外の散佚した詩文もまた唐圭璋・羅□烈諸先生によって丹念に集められ, いずれも「以て加うる蔑し(これ以上つけ加えることはない)」。本稿で拾っているのは, 前賢が捨てて取り上げなかったものばかりであるが, いささか補充となり, 新たに研究の興味を引き起こし得るものもあるかも知れない。よって忘れぬよう, 読書のあいまに書きとめておく。
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20050002-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

周邦彦瑣考¹⁾

呉 熊 和

村越貴代美 訳

周邦彦²⁾の生涯の事跡、著述や版本に関してはつとに王国維「清真先生遺事」³⁾で詳細に考証され、詞集以外の散佚した詩文もまた唐圭璋・羅忼烈諸先生によって丹念に集められ、⁴⁾ いずれも「以て加うる蔑し（これ以上つけ加えることはない）。本稿で拾っているのは、前賢が捨てて取り上げなかったものばかりであるが、いささか補充となり、新たに研究の興味を引き起こし得るものもあるかも知れない。よって忘れぬよう、読書のあいまに書きとめておく。

一. 家系

王国維「清真先生遺事・尚論三」に、「先生、家世は錢塘、祖・父より以上は、均しく考うべからず」とある。近年、劉永翔が宋の呂陶『浄徳集』卷二六「周居士墓誌銘」から、周邦彦の祖父と父の名前を考察し、その家系を初めて跡づけることができた。⁵⁾ 呂陶の「周居士墓誌銘」は、王徳毅らの『宋人伝記資料索引』に記され、「周原」の項も立てられていたが、残念なことに劉永翔より前に気づいて調べた人はいなかったのである。

呂陶の記したところによれば、周原とは即ち周邦彦の父である。四世の祖、某が呉越王の錢鏐に仕えていたが、太平興国三年（九七八）、錢氏の宋への帰順に随って北遷し、周

1) 『呉熊和詞学論集』、浙江（杭州）大学出版社、一九九九年、二四五～二六四頁、所収。

2) 周邦彦、字は美成、号は清真居士。北宋の仁宗嘉祐元年（一〇五六）に錢塘（浙江省杭州）に生まれ、徽宗宣和三年（一一二一）に卒した。

3) 『国学叢刊』第二冊、一九一〇年、初出。

4) 唐圭璋『全宋詞』、中華書局、一九六五年。羅忼烈『周邦彦清真集箋』、三聯書店香港分店、一九八五年。

5) （原注1）劉永翔「周邦彦家世發覆」、『華東師範大学学报』、一九九六年第三期。

邦彦の祖父周維翰の代になって再び錢塘に戻った。周原は生涯出仕せず、郷里で医業を行い、熙寧九年（一〇七六）に五十二歳で卒した。周原には三子あり、「男は邦直・鎮・邦彦と曰う。鎮は早世す」という。周邦彦は三男で、周原が卒した時には二十一歳であった。「周居士墓誌銘」中の周邦彦に関する一段に、「(男) 邦彦に軼才有り、太学に在ること久しく、賦を闕下に献ず。天子これを嘉し、命ずるに太学正を以てし、諸生榮願せざるもの莫し」という。呂陶のこの文は元豊八年（一〇八五）に作られたもので、ちょうど元豊六年（一〇八三）に周邦彦が太学正になった後である。周原は「家に蔵書有り」、「晩に導引・衛生の経を習う」とあり、周邦彦も「百家の書を博渉」⁶⁾し、晩年に道家の説を学んでいるので、この二点は家庭の影響があるかも知れない。

周原、字は徳祖、弟の周邠、字は開祖（二人の名は、周人の始祖の土地に由来する）。周邠は景祐三年（一〇三六）生まれ、周原より十二歳下である。嘉祐八年（一〇六三）に進士に挙げられた。熙寧五年から七年（一〇七二～一〇七四）、蘇軾が杭州通判に赴任した時、錢塘令であった。二人は同じ年齢の同僚として、湖に船を浮かべ山に遊び、詩を唱和し酒杯を応酬し、友情を深めた。蘇軾の「与周長官李秀才游径山、二君先以詩見寄、次其韻二首（周長官・李秀才と径山に遊び、二君先に詩を以て寄せられ、其の韻に次す 二首）」に、「独有汝南君、従我無朝暮。（独り汝南君のみ有り、我に従い朝暮無し）」（汝南は周姓の郡望）とある。⁷⁾熙寧九年（一〇七六）、周邠が知温州樂清県に改められた時、密州にいた蘇軾に「雁蕩山図」を贈り、蘇軾が詩を返して謝したこともあった。⁸⁾元豊二年（一〇七九）、蘇軾は「烏台の詩案」で獄に下され、周邠も連座し、罰金を払う。元豊四年から六年（一〇八一～一〇八三）、周邠は溧水令となる。⁹⁾元祐初、管城県に知せられ、管城から鄭州に復することを乞い、興廢補敗の功あって、通判寿春府に移った。¹⁰⁾元祐末、知海陵。紹聖初、知鄱陽。¹¹⁾崇寧元年（一一〇二）、蔡京が政権を握ると、元祐年間の法令を廃止し學術を禁止し、元符年間に上書した臣僚五百余人を「邪人」三等に分けた。「邪上」は梁寛・曹興宗ら四十一人、「邪中」は呂陶・陳師道・張耒ら百五十人、「邪下」は周邠・

6) 『宋史』卷四四四「周邦彦伝」。

7) (原注2) 『蘇軾詩集』卷一〇。

8) (原注3) 『蘇軾詩集』卷一四「次韻周邠寄雁蕩山図二首」。

9) (原注4) 『景定建康志』卷二七。

10) (原注5) 蘇轍『欒城集』卷二九「周邠通判寿春」。

11) (原注6) 賀铸「送海陵周太守邠受代還朝」, 甲戌六月賦す。「送周開祖出守鄱陽」, 乙亥六月京師にて賦す。

徐俯・朱行中ら三百十二人¹²⁾で、周邠も「元祐党人」に入れられたのである。しかしその後の「元祐党人碑」には、周邠の名前は見えない。紹聖年間、周邠は吉州に知せられる。周邦彦が溧水で作った「芝朮歌」の序に、茅山の道正盧から芝朮を一本もらいうけ、「持して叔父を寿く」¹³⁾とある。紹聖三年（一〇九六）に周邠は六十歳であるから、この年に周邦彦は芝朮で寿を祝い、「芝朮歌」を作ったのであろう。政和元年（一一一一），周邠は僧懷顛「錢塘聖迹記」のために序を作った。¹⁴⁾時に七十六歳、すでに官僚をやめ隠棲して久しかった。

『咸淳臨安志』巻六六「人物七」の周邦彦の後に、周邦式の伝がある。厲鶚『宋詩紀事』巻四三に、邦式は「邦彦の弟」とある。「清真先生遺事」でも二人は「兄弟行」だという。邦彦は周原の末子であるから、邦式は邦彦の従弟でなければならない。『咸淳臨安志』巻六一「国朝進士表」の周邦式の名の下に、注して「周邦式、旧志に載せず。『大宋登科記』は常州を貫とするも、今『実録』の附伝に邦式を称して錢塘の人と為すに拠りて増入す」とある。つまり、邦式は周邠の子ではないことになる。邦式は元豊二年（一〇七九）に進士に挙げられた。『宝慶會稽統志』巻二によれば、周邦式は政和二年（一一一二）六月から政和三年（一一一三）四月まで、両浙提刑となり、後に江東提刑に移った。『咸淳臨安志』には、江東提刑を離れて、「知宿州、滑州を得るも、皆起たず。提挙南京鴻慶宮、歳満ちて復た請う、凡そ十二年。乃ち知処州に起つも、辞して行かず。中大夫に積官す、卒年七十五」とある。邦彦よりずいぶん長寿を全うした。『宋会要輯稿』一六五冊「刑法」二之六五に、「政和七年六月二十五日、前の提点江南東路刑獄周邦式、立法を奏乞して、隣保を責め隠蔽を糾告す」とある。政和七年（一一一七）から数えて十二年という、すでに建炎三年（一一二九）であり、邦式が卒したのは、南渡の初めまで下ると考えられる。

周邠の孫の周莘、字は尹潜。陳与義『簡齋詩集』巻二〇に「周尹潜雪中過門不我顧、遂登西樓作詩見寄、次韻謝之三首（周尹潜、雪中門を過ぎて我を顧みず、遂に西樓に登り詩を作りて寄せらる、次韻して之に謝す 三首）」があり、胡釋の注に「尹潜、名は莘、錢唐の周邠、字は開祖の孫なり。嘗て岳陽の決曹掾と為り、苦思して詩を為し、先生と諸公皆之を欽畏す」とある。時に建炎三年（一一二九）。程俱『北山小集』巻五に「周莘秀才惠詩次韻酬之一首（周莘秀才の詩を恵むに次韻して之に酬ゆ 一首）」がある。『嘉定鎮江

12) (原注7)『統資治通鑑長編拾補』巻二〇。

13) (原注8)道正は、道官の名。宋代は、諸州・軍に道正を置いた。『宋会要』道釈、一之一、一之二、に見える。

14) (原注9)『咸淳臨安志』巻六六。

志』卷一六にも周莘が鎮江教授であったと記されている。周邦式の子は三人、芭・蔚・茂で、周莘と同様、いずれも艸がつく。厲鶚『宋詩紀事』卷四三に、「周芭，字は秀実，錢唐の人，邦彦の弟邦式の子。南渡の初め，廬陵の倅」とある。周芭には劉才邵に贈る詩があり，曾敏行『独醒雜志』卷二に見える。

二. 太学時代

熙寧二年（一〇六九）に王安石の変法が始まり，青苗法・均輸法など経済改革を手始めに，学校制度や科举制度まで改革が拡大した。熙寧四年（一〇七一），太学生の三舎法が設立される。五年（一〇七二），詩賦と明経諸科をやめ，經義策論で進士を取るようになった。八年（一〇七五），王安石の「三經新義」が頒布され，太学の主要教材となる。元豐二年（一〇七九），太学の定員を拡充し，千人から二千四百人に増員。周邦彦はこの年に太学に入學した。二十五歳の時のことである。

太学生は三舎に分かれ，外舎から内舎へ昇り，さらに上舎に昇る。上舎生は百人，内舎生は三百人，外舎生は二千人である。周邦彦が入ったのは外舎で，元豐七年（一〇八四）まで外舎生であった。『統資治通鑑長編』卷三四四に云う，

（元豐七年三月）壬戌，太学外舎生周邦彦に詔して試太学正，寄理県主簿尉と為す。邦彦「汴都賦」を献じ，上（神宗）太学生の賦を献じて頌する者百数を以てし，独り邦彦の文采のみ取る可きを以て，故に之を擢ぐ。

「清真先生遺事」は周邦彦の「汴都賦」献上を元豐六年七月とするが，李燾の『統資治通鑑長編』を見ていなかったのであろう。『統資治通鑑長編』により，この条は訂正すべきである。太学正は太学博士を助けて教典・学規を実施する学官で，定員は五人，位は正九品である。周邦彦が初めて任じられた時の名目は「試太学正」で，必ず選任を待つ期間を置いて，後に補正された。

偶然だが，同じく錢唐の人である関景暉も，元豐七年か八年に「汴都賦」を進上したことが晁補之『濟北晁先生鷄肋集』卷三四「汴都賦序」に見えるが，その賦は散逸してしまった。関景暉は嘉祐八年（一〇六三）の進士¹⁵⁾で，父は名を関魯といい，かつて著作佐郎を

15) （原注10）『宝慶會稽統志』卷六。

以て仁和令になった。¹⁶⁾ 関魯には八子あり、六人が科挙に登第した。うち関景仁は嘉祐四年（一〇五九）の進士で、かつて錢唐令となり、曾鞏がその妻周氏のために墓誌銘を書いた。¹⁷⁾ 景暉は景仁の弟¹⁸⁾で、「汴都賦」を進上した時、奉議郎となり亳州譙県に知せられた。その妻曾氏も、曾鞏に墓表を書いてもらっている。¹⁹⁾ 周邦彦と関氏父子は同郷であり、両家の交流があったかどうか後の調査を待ちたい。

「汴都賦」を進上した過程とその前後の状況は、『朱子語類』卷一三九に比較的詳しく記されているので、ここに挙げておく。

神宗汴城を修して成り、甚だ喜びて曰く、「前代作る所有る時、皆賦有り」と。周美成之を聞き、遂に「汴都賦」を撰して進む。上大いに喜び、因りて朝に降出す。宰相毎に文字の降出有る時、即ち一遍合誦す。宰相是の誰かを知らず、古賦中に必ず難字有るを知り、遂に第二人に伝与し、以て次に伝え尚書左丞王和甫に至り、下に人無し。和甫即ち展開し琅然として一遍誦う。上喜ぶ。既に退し、同列如何に許多の字を識るかを問う。和甫曰く、「某や只だ是れ傍文を読む」と。呂（祖謙）『文鑑』を編し、一篇の賦の其の首に冠するを尋ぬるを要め、又た美成の賦を以て甚しくは好まず、遂に梁の周翰「五鳳樓賦」を以て首と為し、美成の賦亦た其の後に在り。

従来、周邦彦が賦を献上した後、神宗は李清臣に命じて邇英殿で読ませた²⁰⁾とされているが、朱熹は尚書左丞王安礼（字は和甫）に賦を読ませたと記しており、旧説と異なっている。

ここで一つのエピソードを挿入したい。周邦彦の字は美成であるが、熙寧末年に、「美成」に改元することを建議した近臣がいた。だが神宗は、「美成」の二字は「羊大帶戈」であるとして、喜ばなかった。²¹⁾ 王得臣『塵史』卷上に云う、

16) (原注11)『咸淳臨安志』卷六〇。

17) (原注12)曾鞏『元豊類稿』卷四五「周氏墓誌銘」。

18) (原注13)『宝慶会稽統志』卷六。

19) (原注14)曾鞏『元豊類稿』卷四六「曾氏墓表」。

20) 『咸淳臨安志』卷六六「周邦彦伝」など。

21) 「美」字を分割すると「羊」「大」、「成」字の中に「戈」が含まれることから、北方異民族の武力が強大になり宋朝を脅かすことを暗示させるため。本来「美成」の語は、『莊子』内篇・人間世第四に、「美成は久しきに在り（物事が立派に出来上がるには長い時間が必要である）」と見える。

熙寧末、神宗改元せんと欲し、近臣「美成」、「豊亨」の二名を擬り以て進む。上指して「美成」を謂いて曰く、「羊大なりて戈を帶ぶ、可ならず」と。又た「亨」字を指して曰く、「子に成らざる為、亨を去りて元を加うべし」と。遂に「元豊」を以て紀年す。

太学の学齋は八十、各齋に三十人。周邦彦は宿舍を「足軒」と名付け、「足軒記」を書き、同齋の友人たちに詩を賦してその意を述べることを命じた。「足軒記」を羅愷烈は『新雕聖宋文海』巻七から集録し、「其の時已に学正に任ぜらるに似る」と述べている。

『宋史』本伝では、周邦彦は太学正になって「五歳居て遷らず」という。太学正は三年を任期とする。周邦彦が太学正になって二年め、朝廷では重大な変化がおこった。元豊八年（一〇八五）三月、神宗が崩御し、高太后が政治をつかさどり、司馬光を宰相に起用して「元祐の更化」を実行し、太学は再び新旧両党の争いの場所となったのである。「熙豊の新政」が広く廃止されると同時に、「三舍法」推進後の太学も改変を迫られた。

①「三舍法」を否定する学規法令

元祐元年（一〇八六）五月、御史中丞劉摯の上奏²²⁾に云う。

比歳、太学屢ば大獄起り、其の事一に誣枉より出づ。是に於いて有司此に縁り造りて法禁を為し、煩苛凝密たり。士の其の間に学ぶ者、轉身举足すれば、輒ち憲網を蹈む。束縛は治獄より愈り、条目は防盜より多く、上下疑貳し、苟免を求む。先王の意、礼義科旨、逝きて已に尽く。法大いに怪むべき者有るも、博士・諸生、禁じて相い見えず、教諭に施す所無く、質問に従う所無く、但だ博士のみ隸する所の齋を月巡するのみ。此の如くすれば則ち請問する者、衆に対し以て証佐を為し、以て私情を防ぎ、以て賄謝を杜ざすに足らんと謂う。嗟乎、学の政令、豈に先王の意を大繆せざらんや。私情賄謝、是の如きは真に以て之を絶つべけんや。而して又た齋教一ならず、以て経に随い分隸すべからざるなり、故に兼巡せしめ、『周易』博士、或いは『礼』の齋を巡治し、『礼』学博士、復た『詩』の舍を巡治する如く、往往にして至る所礼を備え請問し、相い与に揖諾し、至れば或いは一言も交えず退く。昔の学校教養の法を設くるは、師生問対して憤悱開発し、相い与に曲折反復し、諄諄として善誘し、蓋し其の

22) (原注15)『続資治通鑑長編』卷三七七。

意此の疏に如かざるなり。

劉撃の結論は、「太学は三舎の法を置いてより、寥寥として今に至り、未だ嘗て令に応じて一人も成就せず」である。「太学見（現）行条例」を徹底的に検査して改定を重ね、礼部に報告して詳細に定めることを要求している。

十月、監察御史上官均も二度にわたって上奏し、「朝廷の三舎法を興建してより以来、学規弛廢し、取舍平を失い、未だ今日の如き者有らざるなり」と述べた。また特に国子司業黄隠を指して、「取舍の権を攪し、以て其の欲を逞しくす。学舎沸騰し、匿名の詩曲の爲に百端を嘲誚するに至る」²³⁾と責め、黄隠を罷免し、民衆を納得させるよう要求した。

周邦彦は太学の学規法令を掌管する太学正として、「比歳屢ば大獄起こり博士・諸生の相見を禁止する法律の面で、いったいどのような働きをしたのか、いま詳細に調べるのは難しい。ただ、「元祐の更化」の際に、周邦彦が太学でその数年に起こった事件に関係した可能性は十分にあり、当時回避する方法はなかったと思われる。

②太学の条例を再審査する

劉撃の建議によれば、太学の学規を改正するのは、「責は学官の正・録（太学正・太学録）に在り」「嚴立に近限し、次第に条上し、旨を取りて施行す」という。元祐元年五月、朝廷はまた修定局を特設し、「孫覺・顧臨・程頤に詔して同じく国子監・太学条制を看詳修立せしむ」²⁴⁾という。このため程頤の文集には、「三学有りて文字を看詳し、凡そ十五六板」²⁵⁾とある。

③太学の学官を調整・修正する

旧党が朝廷に入って、新党を排斥した。「元祐の更化」の鍵はここにある。政権交代による人員の移動は、自然と太学にも及んだ。元豊八年、蘇軾が朝廷に入ると、蘇軾門下の張耒・晁補之・秦觀らが次々に都に来て、まず太学で職を得た。元祐元年、晁補之は北京（今の河北大名）国子監教授から、都で太学博士になった。張耒は咸平丞から、都で太学録になった。秦觀は都にきて太学博士になった。三人はいずれも太学の学官から、推薦を

23) (原注16)『統資治通鑑長編』卷三九〇。

24) (原注17)『統資治通鑑長編』卷三九〇。

25) (原注18)『統資治通鑑長編』卷三九〇。

経て学士院に召試し、館職に抜擢された。これ以後、緊密に関係して「蘇門四学士」（黄庭堅は監德州德平県から秘書省校書郎として都に呼ばれた）と称されるようになったのである。彼ら蘇軾門下生が太学に入ると、周邦彦は太学を離れて廬州教授として赴任した。ちょうど同じ時期に両者の進退があり、新旧党争の残した痕跡が容易に認められる。

周邦彦と蘇軾の関係は、玩味するに足る問題である。周邦彦の叔父周邠は、蘇軾と莫逆の友であった。だが周邦彦は対立派の子弟として、蘇軾とは全く交流がなかった。二人の間には何らかの障害が横たわっていたという印象を免れない。黄庭堅・秦觀は元祐年間、詞名がたいへん高かった。陳師道『後山詩話』に、「今代の詞手、惟だ秦七・黄九のみ」とある。周邦彦は、黄庭堅よりは十一歳、秦觀よりは七歳年下である。元豊二年、周邦彦は都で太学生となったが、黄庭堅はそのとき国子監教官で、北京²⁶⁾で教授していたが、しばしば都にも来ていた。それでも二人の間に何らかの交流があった跡はない。神宗が崩御してから晁補之・張耒・秦觀は次々に太学に入り、それと時を同じくして、周邦彦は太学を離れて都を出ている。周邦彦は「秦七黄九」ら蘇門の人々と、本来なら都の太学で交際するチャンスはあったはずであるが、互いに顧みず、交流がない。これもまた、彼らのそれぞれ進もうとする政治的分野が邪魔をした形跡を感じさせる。

元祐年間、蘇軾は朝廷での名声高く、太学の問題にも関心が深かった。盛僑を国子司業に任命して黄隱と交代させたのも、蘇軾が自ら起草したのである。²⁷⁾のちに趙挺子が御史になった時、蘇軾を弾劾する罪状の一つに、「軾礼部に居り、国子監を統轄し、日々務めて太学中の事をひろいあつめ攬括し、凡そ判状する所、多く学制に依らず²⁸⁾があった。これもまた新党の立場で元祐の政令を否定するために、立論の根拠を探したのである。このように新旧両党は、太学という教育の場で熾烈な争いをしていった。

『清真先生遺事』は周邦彦の廬州教授着任を、元祐二年とする。『宋史』卷一六七「職官七」に、「元祐元年、齊・廬・宿・常等の州に詔して、各々教授一員を置く。是れより列郡各々教官を置く」というが、詔が下った月は記されていない。『続資治通鑑長編』卷三八九には、この措置が元祐元年十月丙申に行われたとある。

26) 北宋時代の北京は、大名府（今の河北省大名県）。

27) (原注19)『続資治通鑑長編』卷三九四。その文に、「先帝肇新辟雍，以養多士，於茲歷年，學者雲集。師儒之任，此亦重焉。是以增命樂正之官，以主司成之教。」という。この文は、『蘇軾文集』未収である。

28) (原注20)『続資治通鑑長編』卷四八四。

齊・廬・宿・常・虔・穎・同・懷州に詔し、各々教授一員を置く。進士吳師仁を以て越州司戸參軍と為し杭州州学教授に充て、尹材は虢州司戸參軍と為り、田進古は襄州司法參軍と為り、蘇昞は邠州司戸參軍と為り、并せて教授に除し、近臣の薦に従うなり。

周邦彦が廬州教授に任命されたのもこの詔が下った時、あるいはその直後であったと考えられ、元祐二年では遅いであろう。もし元祐元年の冬に教授に除せられたとすると、翌年の春を待って赴任したと思われる。

陳振孫『直齋書録解題』卷七「伝記類」に『上庠録』十卷があり、「光州助教呂榮義撰、京師太学の故事を雜記す」とある。周邦彦について書かれていたかどうかは分からない。この書は散佚して、『説郛』に数則が残存しているだけである。『古杭雜記詩集』卷四に周邦彦の記事があるが、信頼に足るとは思えない。

経徳齋の諸同舎、歳暮に因り群集して炉を囲み、張序の云う有り、「人生を以て樂と為す」と。同舎各々思帰の意有るを以て、故に云う。周邦彦対して曰く、「誰か死に向かいて前に休まん」と。四方の士子此に群居して、皆巧妙の迫る所と為り、未だ能く^{きつぱり}愜然たらざるを謂うなり。

三. 議礼局と『五礼新儀』

宋の徽宗が即位すると、崇寧元年(一一〇二)に蔡京が宰相に起用された。大觀元年(一一〇七)、蔡京は魏国公に封じられ太尉を加えられ、天下の権力を手中にした。太平を粉飾し、功德を歌頌するため、蔡京は復古的な「制礼作楽」劇を起こした。「制礼」と「作楽」の両者を同時に行うのである。崇寧四年(一一〇五)三月、尚書省に議礼局を置き、劉曷を責任者とした。²⁹⁾これが「制礼」である。八月、大晟府を置き、「大晟新楽」を頒布した。³⁰⁾これが「作楽」である。大觀元年正月、さらに議礼局兩制二員、詳議属官五員を選び、『五礼新儀』を編纂し、天下に実施した。³¹⁾この「一礼一楽」は、実際には今にも滅亡せ

29) (原注21)『統資治通鑑長編拾補』卷二七。

30) (原注22)『宋史』徽宗本紀。

31) (原注23)『統資治通鑑長編拾補』卷二七。

んとする北宋王朝の葬礼の儀式を行ったようなものであった。だが当時この二つの事業は、「功成り楽を作り，治定まり礼を制す」る「一代の盛典」³²⁾とされた。周邦彦はこの事業に参加し，前後およそ五年を過ごした。

議礼局は執政官が兼領³³⁾し，詳議官・検討官・承受官・検閲文字官・雑務官を設置し，それぞれ定員があった。政和元年（一一一一）正月，『政和五礼新儀』二百二十巻が編纂され，知枢密院事鄭居中の名が冠された。³⁴⁾三月，徽宗は自ら「政和新修五礼序」を撰し，御筆が太常寺に石刻された。³⁵⁾

『政和五礼新儀』はごく少数しか流传せず，完本もない。『四庫総目提要』史部政書類の巻八二に云う，

宋議礼局官知枢密院鄭居中等奉勅撰。徽宗序文を御制し，政和新元三月一日と題す，蓋し政和改元の年なり。錢曾「読書敏求記」誤って「新元」を以て「心元」と為し，遂に以て何と解するか知らずと為すは，謬りなり。前に「局官隨時酌議科条」及び「遂事御筆指揮」を列し，次に「御制冠礼」を列す，蓋し当時此れ十巻を頒けて格式と為す，故に以て諸篇に冠す。次に「目錄」六巻を為す。次に「序例」二十四巻を為す，礼の綱なり。次に「吉礼」一百一十一巻を為す。次に「賓礼」二十一巻を為す。次に「軍礼」八巻を為す。次に「嘉礼」四十二巻を為し，「婚伎」を「冠儀」の前に升ぐ，徽宗の定める所なり。次に「凶礼」十四巻を為す，惟だ官民の制のみ特に詳し。是の書頗る朱子の取らざる所と為る。『中興礼書』既に出てより，遂に格^{いた}りて行わず，故に流传絶少たり。今本第七十四巻，第八十八から九十巻に至る，第一百八から一百十二巻に至る，第一百二十八から一百三十七巻に至る，第二百巻，皆録有りて書無し。第七十五巻，九十一巻，九十二巻，亦た其の半を佚す。然るに北宋一代の典章，『開宝礼』『太常因革礼』『礼閣新儀』の如き，今俱に伝わらず，『中興礼書』は『永樂大典』中に散見し，亦た完本無し，惟だ是の書のみ僅かに存し，亦た掌故を論ずる者の宜しく参考すべき所なり。

32) (原注24)『統資治通鑑長編拾補』巻二七。

33) すなわち蔡京。『宋史』巻一六一「職官志」に記事がある。

34) (原注25)陳振孫『直齋書録解題』巻六に『政和五礼新義』二百四十巻，『目錄』五巻が著録されている。注に，「議礼局官知枢密院鄭居中・尚書白時中・慕容彦逢・学士強淵明等撰。首巻祐陵御制序文，次九巻『御筆指揮』，次十巻『御制冠礼』，余二百二十巻，局官所修也」とある。

35) (原注26)『統資治通鑑長編拾補』巻三〇。

『宋史』本伝には、周邦彦は「校書郎、考功員外郎、衛尉・宗正少卿を歴し、議礼局検討を兼ね、直龍図閣を以て河中府に知せらるるも、徽宗『礼書』を畢らしめんと欲して、復た之を留む。年を逾えて、乃ち隆徳府に知せらる」とある。これにより、王国維「清真先生遺事」では大観元年から政和二年まで、周邦彦は議礼局に在職して『礼書』を編纂し、およそ六年を過ごした、とする。「清真先生遺事」は宣統二年（一九一〇）に羅振玉の編纂する『国学叢刊』に発表された。「清真先生遺事」を書いた後、王国維は清初の汪琬（号は鈍翁）の所蔵する『五礼新儀』の抄本を借りて、卷首に載せる「修書人銜名」を調べた。「繆荃孫に致す」書簡に云う、³⁶⁾

『五礼新儀』已に王宏甫所蔵の汪鈍翁家写本を見過す。鈍翁曾て伝是樓宋本を仮りて校過す、後に自ら記して云う、「宋本欠くる處、従いて校補する無し」。然らば則ち當時已に足本無し。「修書人銜名」已に録し得、故に『清真遺事』中の此の段、即ち全改を行う。

王国維は周邦彦の議礼局在職の件について「即ち全改を行う」と表明した後、依然として旧稿のまま文字を改めていない。王国維はなぜここを「即ち全改を行い」たいと思ったのか、その後なぜ改めずにもとのままであるのか、明らかにはされていない。推測できるのは、四庫本巻首の鄭居中の奏状に議礼局官員のリストがあるが、その中の検討官の項に周邦彦の名前がなかった、ということである。そして王宏甫所蔵の王琬抄本は、徐乾学の伝是樓宋本で校訂したというが、この抄本の「修書人銜名」にも周邦彦の名前がない。そのため王国維は疑問を持たざるを得なかった。「即ち全改を行う」は、その表明である。しかし疑問は疑問にすぎない。『宋史』本伝に議礼局在職が記録されていることは覆らないので、王国維もペンディングにしたのであろう。

実は、周邦彦が大観年間に議礼局検討であったことを疑う必要はない。『宋会要輯稿』第六二冊「職官五」に云う、

大観四年十二月二十八日詔す、議礼局礼書を修し了畢す、評議官白時中・姚祐・汪澥・蔡蕤・宇中粹中、承受賈詳、検討官周邦彦・胡紳・張邦光・孫元賓・李邦彦・王俣・張淙・丁彬・郭昭（熙）、雜務官段処信、兼管雜務趙彦通、各々両官を展す。

36) (原注27)『王国維全集』書信、中華書局、一九八四年版、二四頁。

ここに大観四年十二月以前に『礼書』編纂に当たっていた議礼局の官員リストがあり、周邦彦は九人の検討官の最初に列せられている。大観元年から四年まで周邦彦が議礼局で仕事をしていたことを証明するのに十分であろう。『宋会要輯稿』のこの資料は、王国維の当時はまだ見られなかった。王国維は『五礼新儀』巻首「修書人銜名」に周邦彦の名前を見つけれなかったが、実は詳細に巻首の「尚書省牒議礼局」を調べれば分かったはずである。「尚書省牒議礼局」は、政和三年四月の『五礼新儀』進呈の際に、なお議礼局に在職していた官員のリストである。検討官は、郭照（熙）・丁彬・王侯・莫儔・李邦彦・葉著・蘇恒で、周邦彦の名前がないほか、胡紳・張邦光・孫元賓らの名前も見えない。周邦彦はこの文書が出されるずっと前に知隆徳府となっていて、議礼局の所属ではなくなっていた。三年も前に、論功展官の恩賞を受けていたのである。

『五礼新儀』が印刷・頒布されてから、政和六年（一一一六）正月に、「州県をして礼生を召募し、官に肄業せしめ、之を民間に推行し、専ら新儀を以て従事せしむ」ことになった。また、「『新儀』内の冠・婚・喪・祭、民間の当に通知すべき所の者は、別に類作一帙を編し、鏤版は諸路学事司に付して学生に勸諭し、礼儀節文の意を通知しむるに努む」³⁷⁾とした。だが民間で行うのは、かなり厄介だったようである。陸游『家世旧聞』巻下に云う、

先君（陸宰を指す）言う、蔡京礼制局を設けて累年、費す所計に勝うべからず、惟だ朝靴を改めて履と為すのみ。初めて履を以て靴に易うに、議者頗る是より尽く朝服を易うと疑い、伝布漸く広まり、是に於いて幘頭・帽紗を販ぐ者、皆敢えて上京せず、貴ぶこと数倍に至る。又た『五礼新儀』を頒け、礼生を置き、举行せしむ。而して民間の喪葬婚姻、礼生輒ち之を脅持して曰く、「汝『五礼新儀』を用いざれば、我将に汝を告げん」と。必ず賂を得て乃ち已む。民廬隘陋にして、初め堂・寝・陸・廬の別無く、之を行わんと欲すれど亦た得べからず。朝廷其の非を悟り、乃ち詔して以て漸く施行し、其の実遂に廢して行わず。河朔に柳公権有り「何進滔徳政碑」を書す、号して絶筆と為し、迎合する者遂に之を摩し、以て『五礼新儀』を刻す云々。

『四庫総目提要』は『五礼新儀』について、「是の書、頗る朱子の喜ばざる所と為る」という。朱熹の『五礼新儀』に対する評論は数多いが、ここに『朱子語類』から数例を引い

37) (原注28)『続資治通鑑長編拾補』卷三五。

てみよう。卷八四に云う、

唐に『開元』『顯慶』の二『礼』有り、『顯慶』已に亡び、『開元』隋旧を襲って之を為す。本朝『開宝礼』を修し、多く『開元』に本づき、而して頗る詳備を加う。乃ち政和の間に『五礼』を修め、一時奸邪私智を以て損益し、疏略牴牾にして、更に理会な没く、又た『開宝礼』に如かず。

また卷九〇に云う、

唐の『開元礼』却って好し。『開宝礼』は只だ是れ『開元礼』を全録し、帝号を易え去るのみ。『政和五礼』の若きは、則ち甚だ錯れり。……因りて程沙随（名は迴、字は可久）の『五礼新儀』下丁積奠の説を弁ずるを論じ、而して曰く、「政和中此の書を編む時、多く其の人に非ず、以て差誤する所此の如し。統已に指揮有りて改正す。唐『開元礼』既に煩縟に失し、『新儀』又た多く脱略す」と。……如今朝廷許多の礼書を頒行するも、『五礼新儀』の如きは、未だ是ならず。

周邦彦は音楽に詳しかったことで有名だが、礼制の面でも優れていたことは、歴史書の記載には見えない。周邦彦が議礼局に入って礼制を詳定するには、議礼局長官の劉曷の推薦があった可能性が強い。五礼とは、吉礼・凶礼・軍礼・賓礼・嘉礼である。周邦彦が『礼書』を編纂した時、五礼のうちどの礼を主に編纂したのか、今では推察に足る根拠がない。だが、「詩に興り、礼に立ち、楽に成る」、五礼のどの礼であっても、楽を用いる必要がある。周邦彦が議礼局に入って検討官になったのは、おそらくそのためである。

四. 提挙大晟府

大晟府は政和四年（一一〇五）に設立され、周邦彦は政和六年（一一一六）に提挙大晟府となった。設立から十一年たっており、官員も何度か交代した。

大晟府は蔡京の建議で設置された。『宋史』卷四七二「奸臣伝」に、「京毎に帝に、今泉幣の積む所、五十万を贏し、和は以て楽を広むるに足り、富は以て礼を備うるに足る、と言を為す。是に於いて九鼎を鑄り、明堂を建て、方沢を修め、道觀をたて、大晟楽を作る」とある。宋の徽宗は「大晟府」で三代の跡に続こうとした。「昔曉に大章有り、舜に大韶

有り、三代の王、亦た各々名を異にす。今千古を追い、一代の制を成し、宜しく新樂の名を賜いて大晟と曰わん³⁸⁾という。徽宗は「制礼」と「作樂」の両面で復古を目指したが、「作樂」は「制礼」に比べて、より荒唐無稽であった。³⁹⁾

大晟府はかなり大規模で、大樂令・協律郎・按協声律・制撰文字・掌事・運譜・樂工・舞師・府吏・胥吏・胥佐・貼書などそれぞれに人員が割り当てられた。上中下の三類に所属する樂工は、あわせて六百人以上もいた。大晟府が設置された最初の数年は、非常に活発に活動した。『宋史』卷一二九「樂四」によれば、

- 崇寧四年九月、大慶殿にて大晟樂を用い、大晟府を置く。
- 崇寧五年九月、郊廟で用いていた大晟樂を、三京四輔⁴⁰⁾に拡大する。
- 大觀二年、大晟府が徵角の二譜を演習した。
- 大觀四年八月、徽宗自ら「大晟樂記」を撰し、劉曷は『樂書』と八論十二図を撰した。
- 政和二年、大晟樂を宴饗にも用いるよう命じ、演習させた徵角の調の曲譜を刊行して、太学の諸生に大晟樂を学ばせた。
- 政和四年、樂律により、宮調名を改定し、越調・双調などの俗名を廃止した。

周邦彦は議礼局を離れた後、知隆徳府に出て、知明州に移った。提挙大晟府になったのは、すでに六十二歳の時であった。その前に、周邦彦の詞の大多数がすでに世に出ており、晩年の作品はきわめて少ない。北宋の詞人で新しい曲調をたくさん作ったのは、まず柳永で、周邦彦はそれに続く。蘇軾や黄庭堅らはこの点ではとうてい及ばない。『清真詞』には八十八の詞調があり、初めての創調が四十調近くあって、全体のほぼ半数を占めている。周邦彦は詞を作るために調を選ぶとき、たいていは俗樂の新声を用いており、大晟府の復古調の濃厚な雅樂はきわめて少ない。大晟府が頒布した徵角の二調の曲も、周邦彦は一首も残していない。従来、多くの研究者が周邦彦の詞と大晟府を関連づけて、清真の詞調が大晟樂曲に由来すると考えてきたが、実はこれは大晟樂の性質を知らないがための大きな誤解である。大晟樂が北宋の詞樂の創作にどのような役割を果たしたのかは、はっきりし

38) (原注29)『宋史』樂志。

39) 魏漢津の唱える「黄帝の法」、すなわち徽宗の指の寸法を基準に黄鐘の音高を定める方法を蔡京が採用したが、伝統的な雅樂の音律理論にない邪説として、当時から音律家に批判されていた。

40) 三京は、北京(大名)・東京(開封)・西京(洛陽)。四輔は、南輔(潁昌府)・東輔(襄邑県)・西輔(鄭州)・北輔(澶州)。

ない。大晟楽は、音楽史的には復古の思潮であるに過ぎない。だが、現在考えなければならぬ問題は、大晟府が活発に活動していた時期から政和六年までの間に、周邦彦がなぜ長官に任命されたのか、ということである。この年、大晟府にはいったいどのような新しいプロジェクトがあって、周邦彦をリーダーとして必要としたのだろうか？ その答えは、実は簡単に見つかる。『宋史』巻一九二「楽四」に云う、

(政和六年)頃歳正に儒臣に命じて『楽書』を著すも、独り宴楽のみ未だ記述有らず、其れ大晟府をして八十四調並びに図譜を編集せしめ、劉曷撰して以て『宴楽新書』と為す。

張炎『詞源』巻下に、「崇寧に迄び、大晟府を立て、周美成諸人に命じて古音を討論し、古調を審定せしめ、淪落の後、少し存する者を得。是に由り八十四調の声稍や伝わる」とあり、『宋史』楽志の記事と符合する。「八十四調並びに図譜を編集す」が、周邦彦を提挙大晟府に任命した理由であり、周邦彦が任期中に行った仕事の内容である。この時の任命は、劉曷の推薦であった可能性が高い。政和五年(一一一五)、劉曷は吏部尚書に遷り、自分の代わりに周邦彦を推薦したが、朝廷は認めなかった。劉曷、字は子蒙、初め名は炳、東明の人。元符三年(一一〇〇)の進士で、初め太学博士となり、蔡京に抜擢されて大司楽となり、『鼎書』『楽書』を撰した。政和六年に劉曷はまた命じられて『宴楽新書』を撰し、自然と周邦彦の楽律面の才能を頼みにもし、また借りたのであろう。『宋史』芸文志に、劉曷の『大晟楽書』二十卷、『楽論』八卷、『運譜四議』二十卷、『政和頒降樂曲樂章節次』一卷、『政和大晟楽雅楽図』一卷が載せられている。晁公武『郡齋讀書志』巻二に『大晟楽府雅楽図』一卷があり、注に、「右、皇朝政和中、大晟楽府を建て、黄鐘を上躬の中指に起こし、古今諸儒の異同の弁を棄塞す、此れ其の譜なり」という。陳振孫『直齋書録解題』巻一四「音楽類」には、劉曷『大晟楽書』二十卷が著録されている。これらの書は、後世みな散佚してしまった。このうち『政和頒降樂曲樂章節次』一卷と『政和大晟楽雅楽図』一卷が、周邦彦が担当した「八十四調並びに図譜」とどのような関係があったのか、考証する材料がない。『宴楽新書』に至っては未完成に終わったようで、そのため宋代の公私の書目のいずれにも記載がない。

周邦彦の大晟府への就任を、「清真先生遺事」では政和六年としているが、どの月かは確定していない。周邦彦の提挙大晟府は、徽猷閣待制の職名を帯びていた。『宋会要輯稿』六四冊「職官七」に、「大観二年二月十三日、哲宗皇帝の建閣に御書するを以て、徽猷を

以て名と為し、仍りて学士・直学士・待制を置く」「政和六年九月十七日、詔して直徽猷閣を増置す」とある。これによれば、周邦彦が徽猷閣待制を以て大晟府の提挙となったのは、政和六年九月か九月以降であったはずである。

大晟府は当初、蔡京の建議によって設置されたために、当然ながら人々の大晟府に対する見方に影響を与えた。陸游『家世旧聞』巻下に次の一則がある。

先君（陸宰を指す）言う、昭徳の晁氏多賢にして、蔡京専国してより以来、皆外官に安んじ、通顯する者無し。疏族有り、濟州に居り、（蔡）京の薦を以て、大晟府協律郎と為り、族を挙げて之を恥とす。宣和中、御史有り、晁氏の婿なり、旧喘疾有り。一日、（晁）叔用に言う、「台に入りてより後、喘乃ち已む」と。叔用の妻顔夫人正色して答えて曰く、「某郎是れ敢えて否とせざる莫からんか」と。蓋し其の家習正論を為し、婦人と雖も亦た漸漬すること此の如し。

文中にいう大晟府協律郎は晁端礼で、政和三年に就任した。在職期間はひと月ほどだったが、「族を挙げて之を恥とす」ることになったのである。

宣和七年（一一二五）十二月、金人の兵が宮城に迫り、徽宗は罪己詔⁴¹⁾を下し、御筆して大晟府・教楽所・行幸局・花石所など朝廷の享楽に供する機構を廃止する詔を出した。⁴²⁾大晟府の楽工は、一部は金人につかまって北へ連行された。李心伝『建炎以来繫年要録』巻一に、靖康二年（一一二七）正月丁巳の記事がある。

金人、内庫香葉・犀象、司天監陰陽官、大晟楽工等を取る。

大晟府の楽官であった万俟咏・江漢らは、人々と一緒に南渡したが、官に言及されるたびに弾劾された。『建炎以来繫年要録』巻三四に云う、

（建炎四年六月）辛未朔、通直郎万俟咏は、小詞に工にして、嘗て大晟府制撰と為り、官を得。是に至り親しく書を携えて禁中に入るに因りて、官二等を進むを乞う。上（高宗を指す）覽て之を擲ぐ。

41) 皇帝が自分を批判する詔。

42) （原注30）『三朝北盟会編』巻二五。

また卷五三に云う、

(紹興二年四月) 庚辰、朝奉郎江漢は、初め本樂府の詞曲を撰するを以て、官を得。宣和末、明堂司令と為る。是に至り通判郴州に除せらる。言者⁴³⁾以て不可と為し、之を罷む。

また卷八九に云う、

(紹興五年五月) 丁丑、右迪功郎万俟卨言、廉州の助教成藻に撰わり、下州の文学を并補し、言東都に在り、白衣を以て大晟制撰に充てられ、歳を満たして官を得。藻、朱勔の館客、嘗て越州司儀曹事と為り、罪を以て廢され、是に至り例を討論するに依り改授す。而して言者論じて、朱勔父子東南の害を為し、今に至るも人の怒り未だ弭まず、藻其の門客と為り、官を得て入仕すれば、則ち其の人と為り、論列を待たずして知るべし、と。乃ち詔して藻再び叙するを許されず。

また卷一四五に云う、

(紹興十二年四月) 甲子、右朝散郎江漢、台州崇道觀を主管し、言者以て不可と為し、之を罷む。

周邦彦は宣和三年(一一二一)に卒し、北宋の滅亡まで五年しかなかった。南渡した当初、北宋末のいわゆる「政(和)宣(和)の風流」に対して批判が多く、大晟府も亡国を導いた不祥なものと思なされた。万俟卨の詞集『大声集』五卷には周邦彦の序があった⁴⁴⁾が、南渡直後に高宗がこれを疎んじている。他の樂官もしばしば弾劾された。こうした事態は、周邦彦が大晟府に在職した頃には予想もできなかったことである。

羅忼烈『周邦彦清真集箋』には、周邦彦の佚文十二篇が収められているが、さらに補足することができる。晁公武『郡齋讀書志』卷一九「別集類下」に、『許表民詩』十卷が著録されており、その注に「右、皇朝の許彦国、字は表民、青社の人。周邦彦其の寛平優游、

43) 諫官のこと。

44) (原注31) 黄昇『唐宋諸賢絶妙詞選』卷七。

中極物情を称うも、惜しいかな流落不偶す、故に世人之を知る者或いは寡なり」という。『許表民詩』は散逸した。胡仔『苕溪漁隱叢話』前集卷六〇に、「表民、合肥の人。余、昔先君の守合肥に随侍し、嘗て渠の家集を借り得」とあり、また「合肥の老儒郭全美、乃ち表民の席下の旧諸生」という。厲鶚『宋詩紀事』卷四二は『宋文鑑』などの書から許彦国の詩七首を輯佚しているが、周邦彦が『許表民詩』のためにつけた序は『郡齋讀書志』に引用された数句しかない。また趙希弁『郡齋讀書志・附志』卷下に『国朝二百家名臣文粹』三百巻が著録されており、二百家のリストの中で、周邦彦は程頤・秦觀・李廌・陳師道より前に載せられている。この『文粹』がもし残存していたら、補輯すべき周邦彦の佚文も見られたかも知れない。

華鎮『雲溪居士集』卷九に「送邦彦赴闕（邦彦の闕に赴くを送る）」詩がある。

士林休復嘆棲鸞，	士林 復た棲鸞を嘆くを休めよ，
已向青雲刷羽翰。	已向青雲に向かい羽翰を刷る。
漢殿旧聞称錦繡，	漢殿 旧は錦繡を称うを聞き，
燕堂当見擢芝蘭。	燕堂 当に芝蘭を擢くを見る。
張帆正值霜風勁，	張帆 正に霜風の勁に値し，
萊烏何辞暁月寒。	萊烏 何ぞ暁月の寒きに辞す。
解道此行須特達，	此の行 須く特達すべしと解道するも，
傾囊却愧乏琅玕。	囊を傾け却って琅玕に乏しきを愧づ。

この詩は紹聖年間に再び都に戻る以前の作品であろうが、具体的な制作年はもう少し調べる必要がある。廖剛『高峰文集』卷一二に「新知明州周龍図・知興化黄府判特排致語口号（新知明州周龍図・知興化黄府判、特に致語口号を排す）」詩があり、周龍図とは周邦彦のことである。当時、直龍図閣知明州で、政和五年のことである。詩に云う、

麗日和風花正妍，	麗日和風 花正に妍しく，
黄堂高会四神仙。	黄堂に高会す 四神仙。
凌雲擅价蓬莱客，	凌雲として价を擅にす 蓬莱の客，
游刃飛声天府賢。	游刃として声を飛ばす 天府の賢。
旌旆馳驅聊此日，	旌旆馳驅して此の日を聊し，
鼎槐調燮属他年。	鼎槐調燮して他年に属す。

周邦彦瑣考

紅英趁拍莫教錯，　　紅英拍を趁つ　錯わしむる莫れ，
冠玉周郎正汝憐。　　冠玉の周郎　正に汝を憐むべし。

末句の「冠玉周郎」はまさに周邦彦のことであり、周邦彦晩年の歌妓との恋愛のエピソードをまた一つ加えることになろう。

【付記】

周邦彦は、北宋を代表する詞人の一人である。訳者はかつて一九八八年から一九九〇年の二年間を杭州大学（現浙江大学）に留学し、呉熊和先生の指導を受け、詞学を学んだ。その時に得たテーマを、後に博士論文「北宋末の詞と雅楽——周邦彦と大晟府」にまとめ、二〇〇四年に慶應義塾大学出版会より『北宋末の詞と雅楽』として刊行することができた。そこでは、周邦彦と当時の徽宗朝の大晟府に焦点を当て、詞と音楽の関係を考察したのだが、なお不明な点も多く残った。本来は残された問題点を一つ一つ明らかにすべきであるが、呉熊和先生の「周邦彦瑣考」には、訳者の論考の不足を補う資料や考察のヒントになるものが多々あり、まず訳出してみようと思った次第である。

大晟府は本来、郊廟における祭祀楽（大晟楽）を整備するために設置された役所であって、周邦彦のような詞人が大晟府に入り、短期間ながら長官まで務めたことが、どのような背景と意味を持つのか、議論が分かれるところである。呉熊和先生は「周邦彦瑣考」で、

「八十四調並びに凶譜を編集す」が、周邦彦を提挙大晟府に任命した理由であり、周邦彦が任期中に行った仕事の内容である。この時の任命は、劉昺の推薦であった可能性が高い。…（中略）…政和六年に劉昺はまた命じられて『宴楽新書』を撰し、自然と周邦彦の楽律面の才能を頼みにもし、また借りたのであろう。

と、かなり大胆に結論しているように思われる。だが、本年5月に杭州の呉熊和先生を訪問した折、「かなり控えめに書いたつもり」で、ここに紹介した資料をもとに、北宋時代の詞と音楽の関係についてより考察を深めなければならない、とおっしゃっていた。

今後の研究のための基礎文献としてここに紹介し、訳者の注は必要最小限にとどめた。